

IV 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

1 養介護施設従事者等による虐待とは

虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待を下記のとおり規定しています。高齢者の尊厳を保持する観点からも、家庭内における虐待と併せ、施設等で発生する虐待についても、関係機関相互の連携の下、積極的な防止対策に努めていく必要があります。

A 養介護施設従事者等

下記の施設又は事業の業務に従事する者を指す（虐待防止法第2条第5項第1号、第2号）。

- ① 老人福祉法に規定する
老人福祉施設、有料老人ホーム、老人居宅生活支援事業
- ② 介護保険法に規定する
地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

B 高齢者虐待

Aに掲げる者が、Aに掲げる施設に入所する高齢者又は事業に係るサービスの提供を受け
る高齢者に対して行う、下記のいずれかの行為を指す（虐待防止法第2条第5項第1号）。

- ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 養介護施設従事者等による虐待への対応

(1) 通報・届出

養介護施設従事者等による虐待への対応も、家庭内における虐待への対応と同様に、虐待が発生している（おそれがある）という情報を受けることから始まり、事実確認を行うといった流れになります。

虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を発見した場合の通報等について下記のとおり規定しています。早期対応を図るためにも、市町村では、こうした現場に遭遇した者から速やかに報告等を受けることができるよう、制度の趣旨等について広く周知する必要があります。

	発見者等	状況	市町村等への通報等
①	養介護施設従事者等	当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合	通報しなければならない
②	養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者	当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合	通報しなければならない
③	養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者	—	通報するよう努めなければならない
④	養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者	—	届け出ることができる

なお、虐待防止法では、上記による通報等を受けた市町村は、当該虐待に関する事項を県へ報告することと併せ、市町村や県の職員が職務上知り得た事項で、その通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないことや、養介護施設従事者等について、①～③の通報※をしたことを理由に、解雇やその他の不利益な取扱いを受けないことが規定されていることから、被虐待者はもとより、通報者に対する保護についても、十分に注意を払う必要があります。

※ただし、虚偽であるもの及び過失によるものを除きます。

(2) 権限の行使

通報・届出及びその報告を受け、事実確認を行った結果、虐待が確認された場合、市町村及び県は、高齢者への虐待防止及び速やかな保護を図るため、介護保険法による(施設等からの)報告徴収、勧告、措置命令、指定取消や老人福祉法による立入検査、改善命令、事業停廃止命令、認可取消など、それぞれが有する権限において、適切に対応していくこととされています。

3 施設・事業所の取組

施設・事業所は、一方で養護者による虐待を受けている高齢者を受け入れ、他方では施設内虐待が起こらないようにしなければなりません。

虐待防止法第20条において「養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、施設・事業所では、職員自らの意識を向上させるため、随時、ケアの向上や高齢者虐待防止に関する研修の機会を設けるとともに、サービスの質を向上させるため、苦情相談窓口を設置し、利用者やその家族に対し継続的に周知を図るなど、高齢者虐待防止に向けて組織全体で取り組むことが求められます。

身体拘束廃止の推進

平成12年の介護保険法施行に伴い、身体拘束は「本人又は他人の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」を除いて、原則禁止されました。

このため、身体拘束は、例外的に許容されるものを除いては、身体的虐待に該当するという視点に立ち、廃止の実現に努めていく必要があります。

(身体拘束の廃止例)

- ① 徘徊しないように車椅子(椅子)やベッドに胴や四肢を縛る
- ② 転落・転倒しないようにベッドに胴や四肢を縛る
- ③ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドに胴や四肢を縛る
- ④ ミトン型の手袋をつける
- ⑤ 点滴・中心整脈栄養・経管栄養チューブを抜かないように上(下)肢を縛る
- ⑥ 車椅子や椅子から落ちないように腰にベルト(ひも)やY字型抑制帯、車椅子(椅子)にテーブルをつける
- ⑦ 車椅子や椅子から立ち上がらないように腰にベルト(ひも)やY字型抑制帯、車椅子(椅子)にテーブルをつける
- ⑧ 介護衣(つなぎ)を着させる
- ⑨ 固定ベッド柵を使用する又は高いベッド柵をつける
- ⑩ 移動可能なベッド柵でベッドを囲む
- ⑪ 必要以上(食事もできなくなる程)の向精神薬を使用する
- ⑫ カギのかかっている部屋(病室)に入れる
- ⑬ 施設、病棟の出入口に鍵をかける

例外的に「身体拘束」を行うことができるやむを得ない場合

- ① 切迫性
利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

上記3件を全て満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

また、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければなりません。

V 高齢者虐待対応Q&A

Q1 虐待かどうか判別しがたい場合の対応方法は？

A1 虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が高い確率で予測されるなど支援が必要な場合には、法の取扱いに準じて必要な援助を行っていく必要があります。

虐待かどうかは、高齢者本人が安心して暮らす権利が脅かされているかどうかで判断することとなっています。

虐待かどうか悩んだ場合には、複数の関係者で情報を共有し、必要な支援を実施していくという観点に立ち対応していくことが重要です。

Q2 養護者が金銭の問題で一切のサービスを拒否する場合の対応方法は？

A2 まず、ケース会議でこの世帯に関係する機関や職種が集まり解決方法を検討します。

また、養護者に対して介護保険制度について説明するほか、民生委員等による訪問、保健師による健康相談等を継続的に実施し、高齢者の安否確認を行います。

一方で、養護者が求めているものが何か(経済的な支援、親族の協力等)、養護者がどのような要因を抱えて、なぜ支援を拒否しているのかを関係者が情報を共有しながら検討を行い、別居の親族や知人等、養護者と関係を持つための糸口を模索するなど、粘り強く対応することが大切です。

Q3 家族が医療費の負担を嫌い、高齢者本人に必要な医療を受けさせない場合に、行政機関が職権で医療サービスを利用させる方法は？

A3 医療法等には、老人福祉法における「やむを得ない事由による措置」のような制度はないため、職権で医療サービスを受けさせ、医療費を支弁することはできません。したがって、必要な医療を受けさせるためには、まずは家族を説得することが基本になります。「日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯」であれば低所得者でなくても生活福祉資金(※)の貸付対象となりますので、この制度の利用を勧めてみることも検討してください。

また、低所得者や要保護者などの生計困難者に対しては、社会福祉法第2条第3項の規定に基づき、医療費を減免(無料・低額診療)する病院がありますので、その利用も検討してみてください。なお、病院によって減免基準が異なりますので、病院の医療ソーシャルワーカー等に相談し、協力してもらえるかどうか調整しておく必要があります。現在、県内では次の医療機関が無料・低額診療を実施しています。

施設名	所在地	電話番号
済生会宇都宮病院	〒321-0974 宇都宮市竹林町911-1	028(626)5500
日本赤十字社栃木県支部 足利赤十字病院	〒326-0808 足利市本城3-2100	0284(21)0121
日本赤十字社栃木県支部 芳賀赤十字病院	〒321-4306 真岡市台町2461	0285(82)2195
日本赤十字社栃木県支部 大田原赤十字病院	〒324-8686 大田原市住吉町2-7-3	0287(23)1122

※ 生活福祉資金貸付制度とは？

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度で、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、市町村社会福祉協議会が窓口となって実施しているものです。

Q4 高齢者(被虐待者)が虐待を認めない場合や支援を求めない場合の対応方法は？

A4 高齢者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれのある場合には、立入調査を実施することも必要です。そうでない場合には、民生委員等、地域の方に見守りや協力を依頼します。ケース会議でキーパーソンを決め、定期的に見守りを行い、連絡調整に努め、状況の変化に迅速に対応します。

Q5 やむを得ない事由による措置を行使すべき基準は？

A5 虐待を受けており、虐待者から切り離す必要があるような場合であっても、サービス利用について、虐待している家族等の了解が得られるなど、本人の意思表示が妨害されない状況であれば、通常の契約による介護保険サービスの利用が可能です。

一方、虐待者の妨害により、本人が要介護認定の申請や利用契約の締結ができず、必要な介護保険サービスを受けることができない状況にあれば、やむを得ない事由による措置が可能であり、生命に危険があるなどの緊急性はやむを得ない事由による措置を実施する際の直接的な要件とはなっていません。したがって、虐待が行われており、そのまま在宅生活を続けても改善が見込めず、将来的には、生命の危険が生じる可能性があるような場合には、差し迫った危険ではなくても、特別養護老人ホームへの入所など、やむを得ない事由による措置を実施することが可能です。

また、やむを得ない事由による措置は、高齢者本人の福祉を実現するために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対しても措置を行うことが可能です。高齢者の年金を家族が本人に渡さない場合など、高齢者本人による費用負担が望めない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべき時は、まず措置権者である市町村長が

措置の決定を行うことが必要です。さらに、高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定ができない場合でも、やむを得ない事由による措置を行うことは可能です。

なお、高齢者虐待により一時的に心身の状況に悪化を来しているものの、要介護認定を受けるかどうか判断できない高齢者についても、保護、分離が必要となる場合には、やむを得ない事由による措置が適用できます。

Q6 やむを得ない事由による措置を実施した場合の費用負担は？

A6 やむを得ない事由による措置を実施し、介護保険制度を利用する場合は、9割は保険給付が行われることになり、残り1割+居住費、食費については市町村が措置費で支弁することになります。

なお、措置費で支弁した費用は、介護保険制度に準じる考え方で本人等の負担能力に応じて徴収することとなります。

また、緊急時など要介護認定前に措置を開始した場合、措置日にさかのぼって介護保険から給付を受けることが可能なので、措置担当者と介護保険担当者間で調整をする必要があります。

なお、やむを得ない事由による措置により特別養護老人ホームへ入所させた後、要介護認定の結果、自立または要支援であった場合、負担能力に応じてその間の費用を被措置者本人から徴収することも可能です。

Q7 A市に居住しているが住民票はA市にない場合、A市はその者に対して、やむを得ない事由による措置を実施することができるか？

A7 老人福祉法第5条の4（福祉の措置の実施者）の規定により、65歳以上の者（65歳未満の者が必要があると認められるものを含む。）又はその養護者に対する福祉の措置は居住地の市町村が行うものとされており、このケースにおいては、住民票の有無に関係なく、A市がやむを得ない事由による措置を行うこととなります。

その後、A市が転入届を受けて、又は職権により本人の住民票を作成して要介護認定を行い、契約による介護保険サービスの利用へと切り替えることとなります。

Q8 成年後見制度を活用する場面やその効果は？

A8 ① 本人の生活(介護・医療)のための年金など収入・資産の確保をする必要がある場合

親族が、経済的虐待として高齢者本人の唯一の収入である年金の預金口座を管理してしまい、それを本人が必要とする介護サービスや医療サービスに使えないために、本人への介護放棄が生じているような場合です。

このような時は、成年後見制度を利用することによって、直接社会保険事務所から成年後見人等に年金が送金され、管理できることとなります。

② 介護サービス利用など生活上の判断において、本人の意思決定に代わり本人の利益のための判断をすることで、養護者の意思を遮断する場合

子供が、「親のことは自分が一番知っている」などとし、一切の介護サービスを拒否するような場合に、第三者の成年後見人等が選任されることで、養護者である子供の意思を遮断することができます。そして、成年後見人等が本人に代わって必要なサービス利用の判断を行い、福祉関係者が必要な支援をできる根拠を与えることで、円滑な対応を可能にすることができます。

③ 経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合

本人に代わって、奪われた財産の取戻しを図る手だてをとるために成年後見人等が必要となります。財産を取り戻すことができた場合には、本人の安心できる生活のためにどのように使っていくかを考えて成年後見人等が支援を行うこととなります。

④ 養護者から本人や福祉関係者を守る防波堤の効果

成年後見人等が選任されることにより、養護者は高齢者自身の年金の管理を自由にできなくなり、高齢者本人の生活や必要なサービスの決定についての主導権も握れなくなるため、クレームなどを寄せることがあります。それに対する対応にも成年後見人等が中心となってあたることで、養護者と、本人や福祉・医療サービス機関との間の障壁となるという機能も期待できます。なお、成年後見制度の活用ができるのは高齢者本人が判断能力を十分発揮できない場合です。本人の判断能力が十分ある場合には、あくまでも本人の意思を明確にさせる形で対応していく必要があります。

⑤ 審判前の保全処分

成年後見人等の選任には数ヶ月の審理期間を要することもあるため、緊急に対応する場合には、保全処分としての財産管理者の選任という方法を活用することが効果的です。

たとえば、年金を確保する必要がある場合や緊急入院などで入院契約を維持する必要がある場合など、経済的虐待の拡大を防ぐためには数日から数週間を争うことが多いため、この保全処分の活用が期待されます。